

仙台市市民協働事業提案制度 募集要項（テーマ設定型）

平成 27 年度協働事業提案を募集します

地域の課題について、みなさんの提案をもとに、仙台市との協働で解決していく制度です。団体の専門性やネットワークを生かし、仙台市とともに取り組むことで、地域のニーズに応えることが見込める事業提案を募集します。

※テーマ設定型とは…

仙台市が解決したいと考えているテーマを設定し、そのテーマに基づいた事業提案を募集するものです。

○設定テーマ

「バス・地下鉄等の公共交通利用促進PR」

上記のテーマで、仙台市と協働で取り組む事業提案を募集します。

（詳細は 1 頁をご覧ください）

○募集説明期間

- 日 時：平成 27 年 9 月 17 日（木）～平成 27 年 9 月 30 日（水）
- 申込方法：電話にて、下記〈お申し込み・お問い合わせ先〉までお申し込みください。（詳細は 5 頁をご覧ください）

○事業提案書等提出締切

平成 27 年 10 月 9 日（金）午後 5 時必着

（直接持参に限ります）

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

仙台市 市民局 市民協働推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町 1 番 23 号 二日町第四仮庁舎 2 階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL:214-8002 / FAX:211-5986 / Eメール: sim004100@city.sendai.jp

1 募集する事業

(1) 募集する事業について

仙台市で設定するテーマ及び基礎要件を満たす事業を募集します。

【仙台市で設定するテーマ】 担当課:都市整備局公共交通推進課

「バス・地下鉄等の公共交通利用促進PR」

平成27年12月6日に地下鉄東西線が開業します。バスや地下鉄等の公共交通について、更なる利用促進を図るため、市民及び利用者目線でのPRに取り組む事業を募集します。

公共交通を身近に感じ、わかりやすく、利用したくなるようなPRや情報提供の手法を具体的に検討し、形にする提案をお待ちしております。

【基礎要件】

当制度で募集する事業は、**次のすべての要件を満たす事業**です。

- ① 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
- ② 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
- ④ 先進性、先駆性、独自性がある取組であるもの
- ⑤ 事業計画及び予算の見積もりが適正であるもの

また、**次のいずれかに該当する事業は対象となりません。**

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 仙台市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

(2) 事業期間について

事業期間は、**協定書締結後（平成27年11月見込み）から、平成28年3月31日まで**です。

2 対象となる団体（応募資格）

NPO 等の市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 市内に事務所及び活動場所を有すること
- ② 5名以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
- ④ 予算・決算を適正に行っていること
- ⑤ 原則として、1年以上継続して活動していること
- ⑥ 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 仙台市において市税の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納のないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

※複数の団体が連携して組織した団体である場合、それぞれの構成団体においても⑧から⑫の要件を満たす必要があります。

3 事業費

(1) 経費負担

① 負担割合等

採択事業の経費については、提案団体と市が双方で負担することとし、市の負担額は、300万円を上限に、全体事業費の9/10以内とします。

② 労力換算額の算入

団体負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労力を団体の労力換算額として算入することができます。

例) 全体事業費 200 万円の場合

団体負担額は 20 万円以上必要。自己資金が 10 万円のみの場合、無償の労力をその実態に応じ 10 万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです（1 人 1 時間あたり 500 円として換算します）。

(2) 対象となる経費

対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込 20,000 円未満の物品等に限りです）
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など

(3) 対象とならない経費

提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品（税込 20,000 円以上の物品）の購入費、団体内部の打合せでの飲食費、被服費、その他提案事業に直接関わらない経費。

4 事業提案から事業実施までの流れ



<協定書締結以降の流れ>

- ・ **事業実施**（27年11月～）：事業実施にあたっては、互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。
- ・ **事業報告・評価**（28年5月頃）：事業実施後は、報告書等を作成します。それをもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・仙台市ともに振り返り、評価を行います。

5 事業提案の応募方法

(1) 募集説明（応募に際しては、募集説明を受ける事が必要となります）

以下の期間内いずれかご都合の良い日時に募集説明を受けてください。

- ・日 時 : 平成 27 年 9 月 17 日～平成 27 年 9 月 30 日 ※土日祝日は除く
- ・申込方法 : 市民協働推進課 (TEL022-214-8002) まで電話でお申し込みください。

※詳細の日時や会場は、お申込みの際調整させていただきます。やむを得ない事情により上記期間内に募集説明を受けられない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。

(2) 事業提案書等の提出

以下の提出書類を市民協働推進課まで直接持参してください（郵送不可）。

< 提出書類 >

- ・事業提案書（第 1 号様式）
- ・団体概要書（第 2 号様式）
- ・事業収支予算書（第 3 号様式）
- ・提案する団体に関する次の書類
 - ・定款、会則その他これらに類するものの写し
 - ・役員名簿及び会員名簿
 - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - ・団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
 - ・市税納付状況調査申請書（第 4 号様式）又は市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・暴力団と関係がないことの誓約書（第 5 号様式）

※各様式は募集説明時に配布します。また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。

(URL : http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/katsudo/1219394_1761.html)

< 提出期限 > 平成 27 年 10 月 9 日 (金) 午後 5 時 (必着)

< 受付時間 > 午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日は除く)

6 事業提案の採択方法

(1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、仙台市が採択事業を決定します。審査は、公開プレゼンテーションを受けての審査となります。

※ 市民協働事業提案制度検討会

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員等で構成されています。提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

(2) 事業採択基準

事業提案書及び公開プレゼンテーションを踏まえて、下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。
③ 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

(3) 採択予定事業数

予算の範囲内で、原則1事業とします。

(4) その他

事業内容の詳細や事業期間、事業費については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、団体や協働を担当する課が協議し、調整を行う場合があります。

7 その他

(1) 実施報告及び事業費の精算

事業終了後に以下の書類を提出して頂きます。提出された書類をもとに事業費を確定し、精算を行います。

<提出書類>

- ・事業実施報告書（第6号様式）
- ・事業概要書（第7号様式）
- ・収支決算書（第8号様式）
- ・対象経費支出に関する領収書の写し

事業の内容を変更または廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、協議のうえ市の承認を受ける必要があります。この場合の経費の精算については、負担割合に応じ、協議のうえ決定することになります。

(2) 事業費の支出について

本来は、事業がすべて完了した後でなければ、負担金の支払いを請求することができませんが、事業の性格上、事業完了前に支払わなければならない経費（例えば、会場使用料など）については、市と協議のうえ、事業完了前に当該経費分の負担金について支払いを請求することができます。

(3) 事業提案に関する留意点

設定されたテーマに関する課題を団体で検討し、その上で事業目的を明確に設定し、課題が解決できると見込まれる事業内容となるように注意してください。また、担当課に期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。

※本制度に関する詳細は、仙台市市民協働事業提案制度実施要綱をご覧ください。
(仙台市ホームページをご参照ください)

10 Q&A

募集事業について

Q 1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A 1 事業の実現性などの点から 1 団体 1 提案となります。

対象となる団体について

Q 2 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A 2 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q 3 個人での提案はできないのか。

A 3 仙台市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行う体制は組織性が必要と考えますので、個人は対象外となります。

Q 4 複数の団体が連携して組織した団体（連携団体）として事業提案を行うことは可能か。また、その団体が1年以上継続して活動をしていない場合や、新たな団体としての法人格を未取得の場合も応募できるのか。

A 4 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。連携団体を構成する団体が1年以上継続して活動しているならば、連携団体の活動期間が1年未満であっても応募することができます。また、連携団体が法人格を未取得であっても、応募は可能です。

事業費等について

Q 5 「無償の労力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A 5 自己資金が少ない(事業総額の1/10に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q 6 「無償の労力の労力換算額」を1時間あたり500円とするのはなぜか。

A 6 本制度では、事業費の10分の1以上の団体負担額が必要ですが、自己資金のほかに、事業に提供される「無償の労力」を、1人1時間あたり500円と換算して団体負担額に算入することができます。無償で提供された労力がいくらに相当するかは事業や

活動の内容に応じて異なること、労働とはならない労力提供に対して謝礼を支払う慣行もあること、他都市における同様の制度などを考慮し、上記の換算額とみなしています。

また、事業の人件費についてですが、1人1時間当たり500円としなければならないという趣旨ではなく、雇用契約を締結して賃金を支払い、または、ボランティアスタッフに謝金等を実際に支払うのであれば、その額を事業費（支出）の中に計上していただくことになります。

なお、この労力換算は、ボランティアスタッフ等から無償で提供される労働ではない活動を対象にしており、最低賃金の考え方とは関係がありません。

Q 7 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A 7 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、仙台市の他の助成制度等で資金の提供を受けている事業はこの制度の対象とはなりません。

Q 8 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるのか。

A 8 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

Q 9 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するということか。

A 9 原則として、一度事業費をお支払いし、事業終了後に精算、未使用分は戻入していただきます。

Q 10 事業は11月からのスタートを想定しているが、準備経費として10月に支出する事業費を計上することは可能か。

A 10 支出経費は事業期間内（事業対象年度）に、実施・支払いが行われるものだけに計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q 11 当初想定していなかった収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A 11 物品を製作して販売により得られた収入等については、その製作に要した支出経費を勘案し、協定書で定めた負担割合に応じて精算を行います。

その他

Q 12 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A 12 事業実施にあたって、締結する協定書において、成果物の帰属について規定し、必要に応じて細部について協議していくことになります。